

## 1

## 計画の着実な推進に向けた施策の在り方

京都府の教育振興基本計画「京都府教育振興プラン」は、京都府の教育の振興のための施策に関する基本的で体系立った指針となるものです。

このため、個別の施策に関しては、本計画を基本としながら、新たな課題や社会状況の変化を踏まえて、PDCAサイクルにより施策立案を行う「アクションプラン」などで具体化して予算化を図るとともに、各部局が重点的に取り組む挑戦的な業務目標として毎年度掲げる「運営目標」などにより重点化を図ります。

## 2

## 関係機関などとの連携・協働

## (1) 市町(組合)教育委員会との協働

京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会は、適切な役割分担と相互の協力の下、京都府の教育行政を力強く推し進めてきました。

京都府教育委員会は、京都府域で広域的に取り組む必要のある事業を実施するほか、教職員の任免や給与などの負担、府立学校などの設置管理、市町(組合)教育委員会への指導・助言・援助など、府内各地域の教育の均衡ある振興を図っています。

市町(組合)教育委員会は、小・中学校の設置者であり、地域における義務教育や社会教育の主たる担い手として、その地域の実情に応じた教育の振興を図っています。

このため、本プランの改定に当たっては、市町(組合)教育委員会との意見交換を重ねてきました。

今後も、計画の着実な推進に向けて、より一層連携を強め、京都府の教育のさらなる振興のために協働していきます。

## (2) 国への働きかけ

国は、基本的な教育制度の枠組みや学習指導要領などの基準を定め、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っています。

京都府教育委員会は、計画に掲げた目標を着実に推進していくため、国に対して必要な制度改正や財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。

また、今後も引き続き、教育の課題に現場の視点を取り入れながら迅速かつ的確に対応する京都府の教育改革の取組を進め、これを全国に発信していきます。

## (3) 京都府の関係部局などとの連携

計画の範囲は、京都府教育委員会が所管する事務の範囲を基本としていますが、教育を取り巻く様々な課題に対応するために、文化スポーツ・健康福祉・警察をはじめとする関係部局相互の連携をこれまで以上に深め、それぞれの施策が相乗的な効果を生み出すよう努めます。

#### (4) 家庭や地域社会との協働

計画では、「施策推進の視点」のひとつとして「社会総がかりで取り組む教育」を掲げています。

そのため、学校はもとより、家庭、地域社会、行政が、「京都府教育振興プラン」の理念を共有し、その実現に向けて一丸となって取り組んでいくことが大切です。

京都府教育委員会では、子どもの教育について第一義的責任を有する家庭と、次代を担う子どもの健やかな育ちを支える力を持つ地域社会と協働した取組を進め、それぞれの役割と責任を果たせるよう支援していきます。

### 3 計画の進捗状況の点検

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、各教育委員会は、毎年、所管する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、一般に公表することとされています。

この教育委員会の事務の点検・評価を通じて、計画の進捗状況について毎年度点検を行い、府民に対する説明責任を果たしていきます。

#### ■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。